

四日市市教委告示第9号

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月24日

四日市市教育長 葛西文雄

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立外国人学校教育補助金交付要綱（平成26年四日市市教委告示第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助対象学校の範囲）</p> <p>第2条 この要綱により補助対象となる私立外国人学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条の規程に基づく認可を受けた各種学校のうち、四日市市に所在し、三重県の私立外国人学校振興補助金基準に適合し、かつ、同補助金の不交付の要件に該当しない外国人学校とする。</p>	<p>（補助対象学校の範囲）</p> <p>第2条 この要綱により補助対象となる私立外国人学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条の規程に基づく認可を受けた各種学校のうち、四日市市に所在し、三重県の私立外国人学校振興補助金基準に適合する外国人学校とする。</p>

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（教育委員会教育総務課）